

下 給 水 第 6 4 5 号
令和元年（2019年）10月1日

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者 様

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 松崎 淳志
(公印省略)

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の
更新制導入について（通知）

平素より、本市上下水道事業に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年（2019年）10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

つきましては、下記事項に留意し、期間内での手続きをお願いします。

記

- 1 有効期間 ※初回の更新手続きについては、上下水道局より事前にダイレクトメールにて通知します。

| | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 下関市（合併後）より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
| 平成 17 年 2 月 13 日～平成 19 年 3 月 31 日 | 令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間 |
| 平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 | 令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間 |
| 平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日 | 令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間 |

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 様式第1 (新規指定時の申請書と同様)
- (2) 様式第2 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 別表 (機械器具調書)
- (4) 定款及び登記事項証明書 (法人) 又は住民票の写し (個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証の原本若しくは写し)
- (6) 確認事項書 (その1) (講習会の受講実績及び業務内容の確認)
- (7) 確認事項書 (その2) (給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認)
- (8) 確認事項書 (その3) (適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認)

※(1)～(5)の様式 (様式は水道法第25条の2 (新規指定)を準用) 及び(6)～(8)については上下水道局ホームページ内で御確認いただけます。ただし、(6)～(8)については初回更新手続きに係るお知らせダイレクトメールによる通知までに公開します。

3 更新に係る事務手続き手数料 (下関市水道事業給水条例 (令和元年10月1日施行) 第36条第1項の規定による)

10,000円

4 その他

窓口にて更新手続きを行う必要がありますが、窓口の混雑を防止するために、事前に郵送するダイレクトメールにて手続き期間をお知らせいたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

以上

問合せ先

下関市上下水道局給水課管理係

電 話 083-231-3115

F A X 083-231-6989